

住民自治条例制定



市民ワークショップニュース

発行：北本市役所 秘書政策室
〒364-8633 北本市本町1-111
TEL 048-591-1111(代)FAX048-592-5997
URL <http://www.city.kitamoto.saitama.jp>

第2号
発行日 平成18年9月1日

「住民自治条例」とは...

住民自治条例とは、「市民の権利や責務、市の責務や議会の権能・責務、協働や参画の定義などまちづくりの基本理念を示すもので、まちの憲法とも呼ばれるものです。北海道二セコ町の「まちづくり基本条例」の制定をはじめ、全国の市町村で制定に取り組む動きが広がってきています。



市民ワークショップメンバーを募集しています



市ではより多くの市民の皆様の議論の中から北本市にふさわしい基本条例が生まれるものと確信しています。

これまでに平成18年7月29日(土)、8月19日(土)に講演会を行い、「住民基本条例とは何か」「先進地における条例制定の際の市民の取り組み」について学習してきました。

次回は9月9日(土)午後1時30分から北本市文化センターにて、いよいよ我が北本市について議論していきたいと思えます。まずは「北本市の良いところ」をとことん探して北本Best30を決定したいと思えます。

市民と行政との協働のまちづくりの第一歩として、この市民ワークショップの運営につきましてもご参加の皆さんの意見をもとに進めてまいりたいと考えています。まちづくりの基礎を議論する場です。多くの皆様のご参加をお待ちしています。



次回のワークショップは平成18年9月9日(土)午後1時30分から北本市文化センター3階 第3会議室で開催します。

講演



平成 18 年 8 月 19 日(土)の午後 1 時 30 分から、文化センター第 1・2 会議室において第 2 回めの住民自治条例制定市民ワークショップを開催いたしました。

今回の市民ワークショップは、条例制定の先輩である久喜市から当時市民ワークショップ運営委員長を務められた鈴木弘道(すずきひろみち)さんをお招きし、「自治基本条例制定の際の市民の取組み」についてお話していただきました。

久喜市では、条例制定のための市民ワークショップの運営にあたり、市民による運営委員会を立ち上げ、市との協働による条例づくりを進めてきたそうです。

久喜市の取組みを聞いた北本市民の皆様の見解はどうだったでしょうか？

「市民の参加が前提になり、運営委員会などの会の進め方が参考になった。」「印象的だったのは、何がかわるかといえば何も変わらない。変わるの市民、かかわった人たちが変わっていく、変わっていかねばいけないのではという言葉でした。」「さまざまな人(老若男女)意見を多く取り入れた条例としていければよいと思う。」などの意見をいただきました。

参加した皆様が納得したお話でした。鈴木さん、久喜市役所の吉野さん、どうもありがとうございました。

さて、次回のワークショップからは本題の北本市の住民自治条例の検討に入っていきたいと考えていますが、準備運動として、皆さんにグループワークの雰囲気早く慣れていただくためにカードを使って「きたもとBEST30」を決定していただく企画を用意しています。

「北本市の憲法を作ります！」は一寸硬いフレーズでしたけど、みんなが住みやすい、「いいまちきたもと」をつくるためのルールをみんなで決める作業です。そのために、まずは、北本の現状を認識するために「今の北本ではこれが輝いているよ！」という議論を楽しく進めていきたいと思います。

「私、第 1 回、第 2 回ワークショップに参加していないけど・・・」というアナタ、大丈夫です！今後も多くの市民の皆様のご参加をお待ちします。

住民自治条例制定第 2 回

市民ワークショップ(講演会)の概要

久喜市自治基本条例をつくる会の活動について

元久喜市自治基本条例をつくる会

運営委員長 鈴木弘道氏

- 1 はじめに
- 2 自治基本条例の検討の仕組み
- 3 スタートの葛藤、そして運営委員会の誕生
- 4 まずは自分の『まち』を知ろう
- 5 自治基本条例(仮称)研究懇話会のお目通り
- 6 WSに議員も参加(9人)いただき、意見交換
- 7 スケルトンの検討に研究懇話会委員も
- 8 出前講座、駅前でピラ配りなど市民にアピール
- 9 終わり良ければ全てよし

久喜市自治基本条例の検討～条例の施行までの流れ

